

返戻金規定を以下の通り定める。ただし無期雇用労働者が自己都合により退職した場合による。

1 か月未満で退職した場合	紹介手数料の全額
3 か月未満で退職した場合	紹介手数料の50パーセントに相当する額
6 か月未満で退職した場合	紹介手数料の40パーセントに相当する額
9 か月未満で退職した場合	紹介手数料の30パーセントに相当する額
1 年未満で退職した場合	紹介手数料の20パーセントに相当する額

許可番号： 28-ユ-300940